

庁用

秘
無 期 限

平成23年8月

検察月報

第 653 号

事 件 報 告

外 国 法 制

1 中国における検査共助の制度と実務について

福岡地方検察庁検事（現東京地方検察庁立川支部） 國井大祐… 17

2 米国における児童を被害者とする犯罪対策の法制及びその運用の実情について～児童ポルノ及び人身取引規制について～

高松地方検察庁検事（現警察庁刑事局組織犯罪対策部） 久保裕司… 49

参 考 資 料

平成22年度弁護士職務経歴制度について… 91

法改正情報

1 航空法の一部を改正する法律… 113

2 非訟事件手続法、家事事件手続法、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律… 114

3 民法等の一部を改正する法律… 115

4 水質汚濁防止法の一部を改正する法律… 116

海外司法情勢

英国における陪審制度の調査研究報告書

東京地方検察庁検事（現宇都宮地方検察庁） 大山輝幸ほか… 119

法 務 省 刑 事 局

〔取扱い上の注意〕

- 1 本資料は、秘にわたる部分が含まれていますので、取扱いには十分留意してください。
- 2 本資料は、庁用として配布したものですから、異動等の際に携行しないでください。

目次

事件報告

.....	5
-------	---

外国法制

1 中国における捜査共助の制度と実務について	
.....福岡地方検察庁検事（現東京地方検察庁立川支部） 國井大祐...	17
2 米国における児童を被害者とする犯罪対策の法制及びその運用の実情について～児童ポルノ及び人身取引規制について～	
.....高松地方検察庁検事（現警察庁刑事局組織犯罪対策部） 久保裕司...	49

参考資料

平成22年度弁護士職務経験制度について.....	91
--------------------------	----

法改正情報

1 航空法の一部を改正する法律.....	113
2 非訟事件手続法、家事事件手続法、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律.....	114
3 民法等の一部を改正する法律.....	115
4 水質汚濁防止法の一部を改正する法律.....	116

海外司法情勢

英国における陪審制度の調査研究報告書

.....東京地方検察庁検事（現宇都宮地方検察庁） 大山輝幸ほか...	119
-------------------------------------	-----

2 目 次

雑 報

国会の動き.....	187
刑事局の動き.....	190

編集後記

事 件 報 告

.....

5

平成22年度弁護士職務経験制度について

刑事局総務課

本稿は、「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」に基づき、弁護士職務に従事中である[REDACTED]中村佳行弁護士及び[REDACTED]
[REDACTED]崇島理恵弁護士からの報告書であり、今後の執務の参考になると思われるので紹介する。

弁護士職務経験制度について

██████████ 弁護士 中村 佳行

第1 はじめに

私は、平成22年4月1日から2年間の予定で、「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」に基づく弁護士職務経験制度により、██████████

██████████ 前年度は、検事として千葉地方検察庁に勤務していたが、検事バッジはいったん返還し、東京弁護士会に入会登録した上で、弁護士として、日々様々なことを勉強させて頂いている。

以下では、弁護士職務経験制度の概要や事務所に入所するまでの経緯、さらに入所後約8か月間の弁護士としての生活について、ご報告させていただく。

第2 制度の概要等

弁護士職務経験制度は、平成17年4月から開始された制度であり、██████████ 私たちで6期目の派遣となる。弁護士職務従事中は、法務省職員（法務事務官）としての身分を有し、法務省への各種報告や国家公務員法上の懲戒規定の適用等があるほか、官舎使用の継続等公務員としての身分が残る部分もあるが、基本的に一般の弁護士と同様に、弁護士国民健康保険に加入し、弁護士会費を支払い、一般の弁護士と同様の仕事をこなすことになる。その際弁護士としての活動内容に制約はなく、給料の支給はその所属する法律事務所から受けることになる。

私自身、検事としての一般的な職務以外の職務を経験することにより、視野を広げ、スキルアップを図ることを念頭に、A庁入りをするところから、異動先の選択肢の一つとして弁護士職務経験制度への参加を希望していた。

第3 入所までの手続き等

1 受入れ先事務所の決定

私は、千葉地検に勤務していた平成21年秋に弁護士職務従事制度の意向打診を受けたが、元々希望していた異動先の一つであったため、二つ返事でその話を受けることにした。

その後、同年12月には法務省刑事局にて制度と今後の活動についての説明を受け、受け入れ先事務所のリスト等も頂くことになった。このリストは、日弁連で受入れ可能な事務所の募集を行い、事務所側から事務所の概要や受け入れ時の待遇、条件等を記載してもらったものを取りまとめたものであり、私たち弁護士職務従事者は、このリストに記載された範囲内で自ら受入れ先となる事務所を探すことになる。

私たち職務従事者は、できるだけ年内に事務所訪問を行い、早期に内定を取るようにとの連絡を受け、12月中から早速事務所訪問を開始することになった。その際には、当然事務所側にも訪問に来た検事を受け入れるかどうかの選択権があり、こちらが希望しても必ずしも就職できない場合もある。

したがって、希望する事務所を複数選択し、事務所にアポイントを取り、履歴書を持って面接を受けに行き自己アピールを行い、内定を頂くべく活動することになる。私自身、当初は、受入れ先事務所は最初から指定を受けるものと思っていたことから、若干の戸惑いはあったが、自分で行き先を選べることをよい機会と考え、内容を練った履歴書を作り、千葉から東京に出向きながら数か所の事務所訪問を行った。

2 入所までの手続き

勤務先となる事務所が決まると、同事務所と連携を取り、弁護士職務経歴に

関する取決めを作成し、弁護士登録の申請も行うことになる。

取決めについては、採用条件や勤務条件を記載した契約書のようなものであり、基本的には元々頂いていたリストに沿った勤務条件を改めて書面化し、ほぼ定型的な形で合意することになる。

そして、登録申請は、通常の新規登録者が行うのと同様に、登録請求書や戸籍等、各種書類を取り揃え、その書類を弁護士会に持ち込んで行うことになる。

次年度4月からの登録の場合、2月中旬には申請を行う必要があるため、検事としての執務をこなしながら行うのは、相応の苦勞が伴うものであった。

第4 勤務先事務所について

第5 入所後の生活状況

1 研修について

弁護士職務経験者として、一時的に弁護士としての仕事をする身であっても、実際に弁護士会に登録し、新規登録弁護士の身分で仕事をしていくに当たっては、他の新人弁護士と同じように弁護士会が指定する各種研修を受ける必要がある。

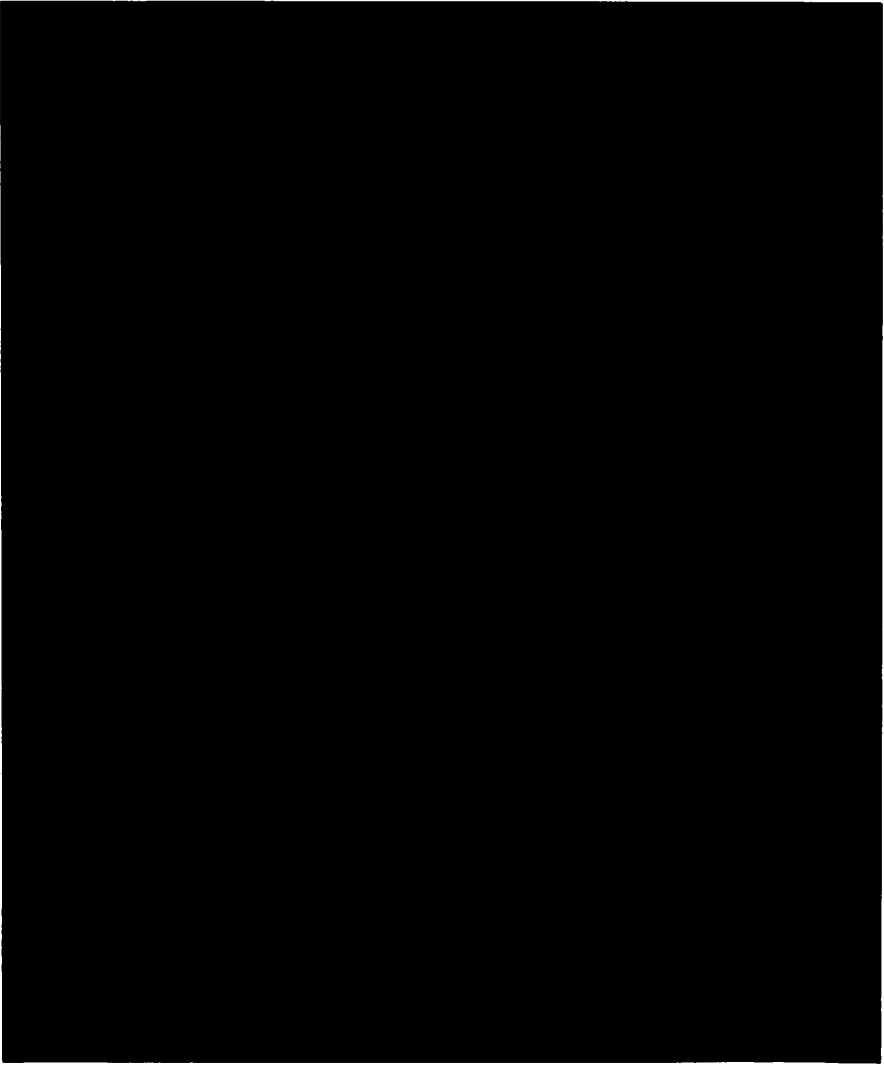
そのうちいわゆる集合研修については、弁護士倫理、刑事弁護、弁護士会照会制度等、弁護士業務の基礎となる制度や手続を丸2日かけて学ぶものであった。私は、この集合研修については、新旧試験どちらの登録者ともずれた時期に登録することになったため、弁護士会の図書室に通い、DVDを見て研修を終えた。

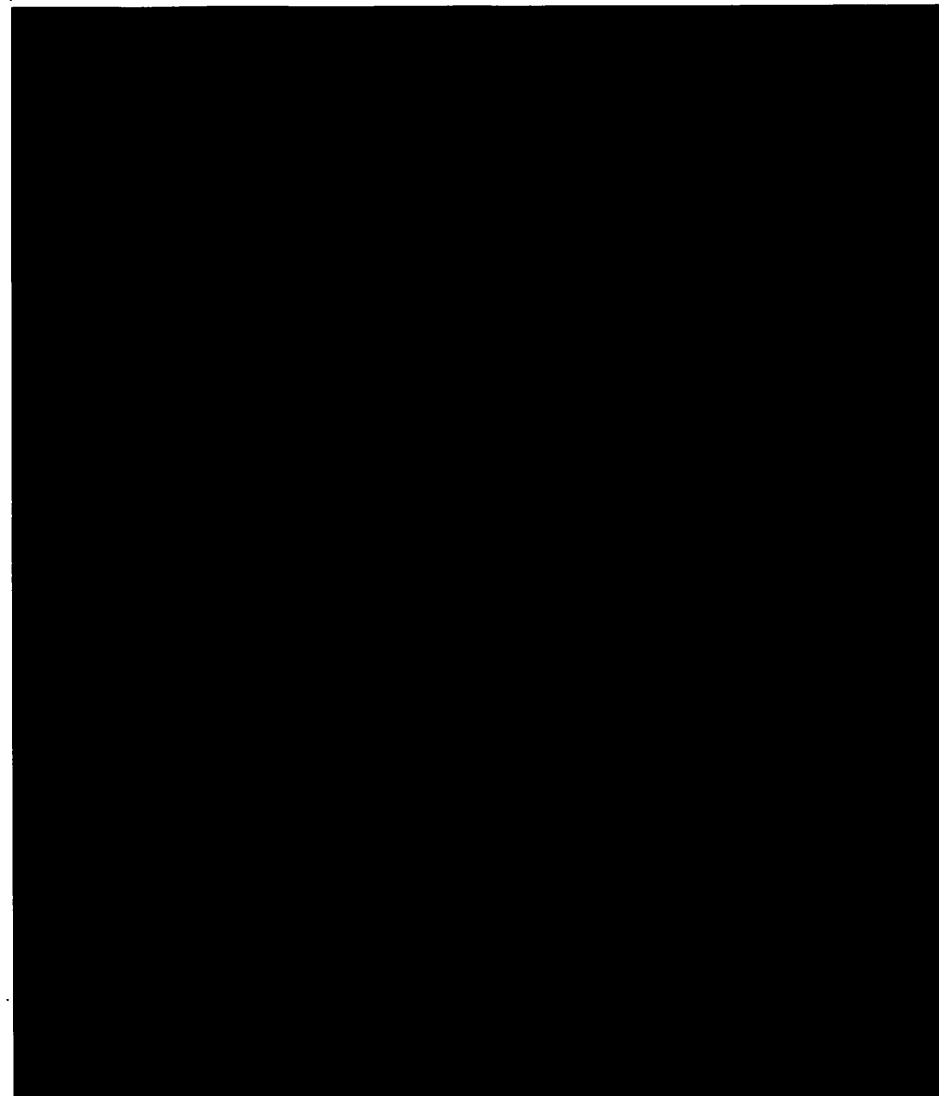
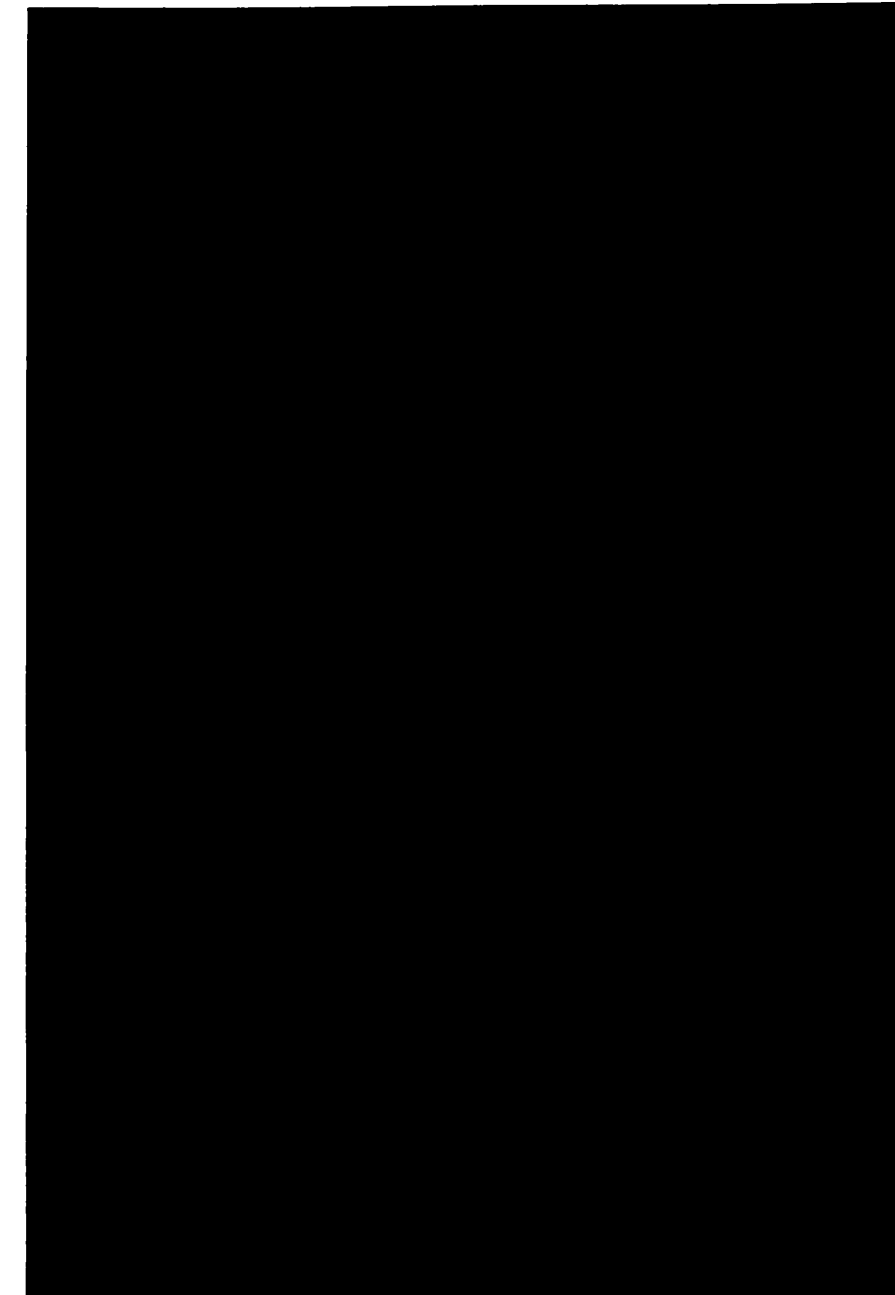
その他にも、東京弁護士会では、一般法律相談研修、刑事弁護研修、選択必修科目（弁護士会主催の講義の聴講）、会務研修を履修することになっていた。

さらに、弁護士会では、各種講義を幅広く多数回行っているのも、相続税務や遺産分割事件の手続、労働事件の対応や会社法関係の講座、さらには裁判員裁判に関する講座など、興味があるものを見繕い、何度か受講しているが、これは研修の枠に留まらず自己研鑽に役立つものと感じている。

2 仕事の状況

前記のとおり、事務所に持ち込まれる事件は多種多様であり、日々勉強をしながら仕事をこなしている状況にある。以下では、守秘義務の関係もあり、十分なものとは言いがたいが、各分野に関する仕事の状況について御報告させていただく。





第6 おわりに

以上のように、弁護士になってから約8か月間、検事時代には体験できなかったことを数多く経験することができ、自分の知識を広げるとともに、弁護士の考え方や仕事のやり方、苦労などを知る機会の連続であった。現時点では、

まだ2年間の職務従事期間の折り返し地点にも来ておらず、更なる充実した体験をしていきたいと考えている。

最後に、このような貴重な経験をする機会を与えてくださった事務所の方々、法務省の方々にこの場を借りて深く感謝の意を表したい。

弁護士職務経験制度について

弁護士 崇 島 理 恵

1. 弁護士職務経験制度について

(1) 制度概要

弁護士職務経験制度については、これまでも繰り返し紹介され、私たちの代で既に6代目となっており、制度として定着している感があることから、簡単な説明にとどめさせていただく。

弁護士職務経験制度とは、司法制度改革の一環として、平成17年4月1日から施行された、判事補及び検事の経験多様化等のため、一定期間弁護士となってその職務を経験するという制度である（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第1条）。

対象の検事は、任官後3年半程度から5年半程度の者であり、職務従事期間は、原則として2年間である（検事の弁護士職務経験に関する運用要領）。

(2) 待遇

勤務条件は、受入先弁護士法人等と職務従事予定者との個別契約により異なる。弁護士会の登録料や弁護士会費の支払も、その個別契約で決まる。もっとも、日弁連は、受入先弁護士法人等に対し、給与等については、検事として受けるものと比べて遜色のない水準になるよう配慮を求め、その他の勤務条件についても、労働関係法令の適用を前提に、適切に定められるよう求めることとしている（上記要領）。

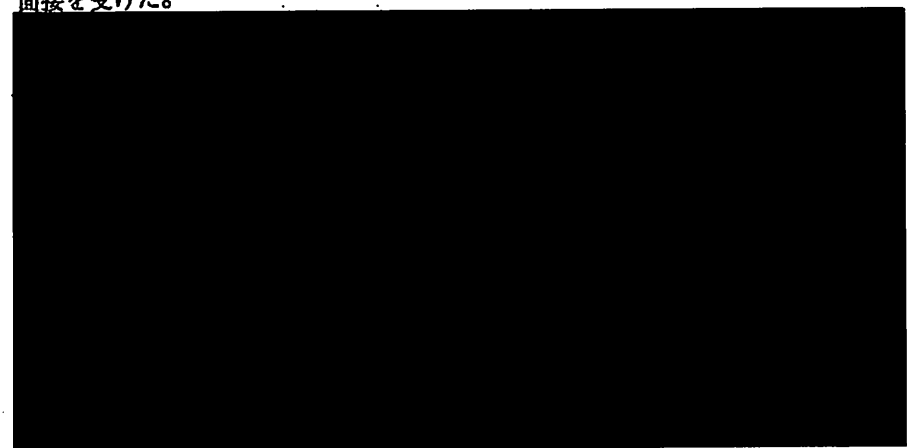


2 実際のスケジュールについて

私の場合も従来の弁護士職務従事者と異なることなく、平成21年秋ころに意向打診をいただいた。私は、見聞を深め多角的な視点を身に付けたいと考えて弁護士職務経験を希望していたため、このお話をありがたくお請けした。

その後、日弁連から提出された受入先事務所の候補者名簿

を元に、刑事局を通じて弁護士事務所に面接の予約を申し入れ、日程調整をして、同年12月中旬以降、自ら就職活動をして面接を受けた。



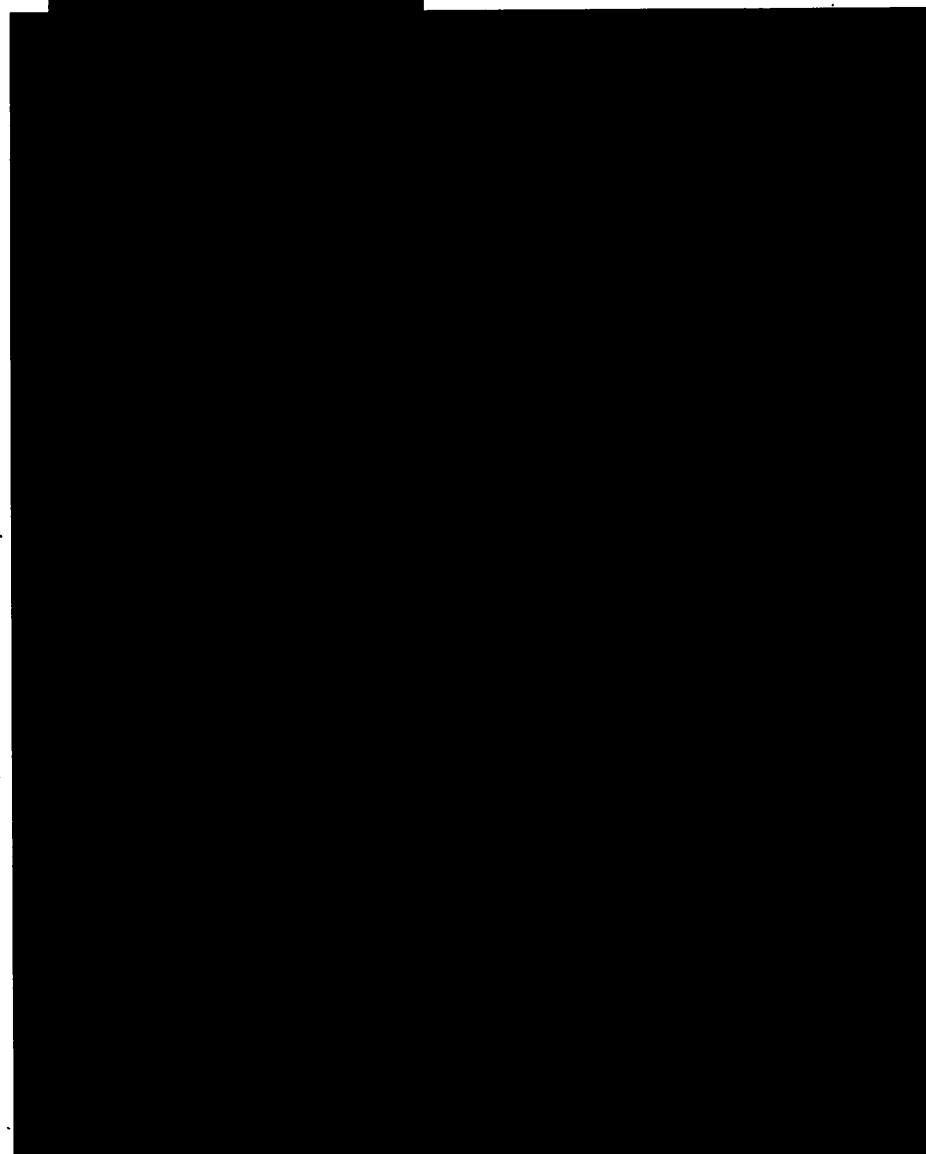
その後、平成22年1月下旬ころ、法務省、受入先事務所及び職務従事予定者との三者で契約を締結した。4月登録予定の弁護士登録の申請期限は、同年2月中旬であり、それに向けて提出書類等の準備に追われた。

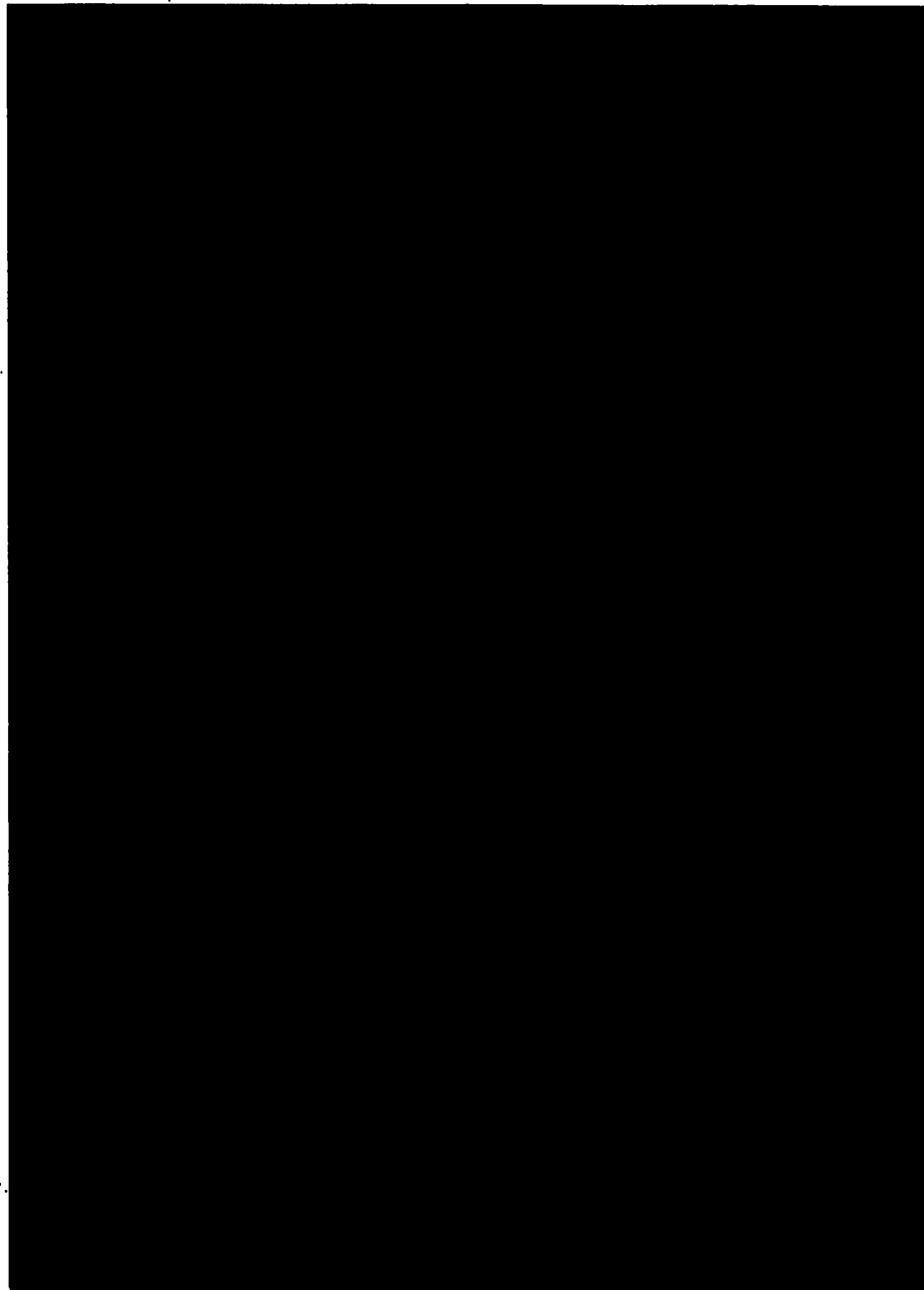
そして、書類審査を経て、同年3月末ころ、日弁連から弁護士登録の許可の連

絡をいただき、同年4月1日から弁護士としての職務経験従事を開始した。

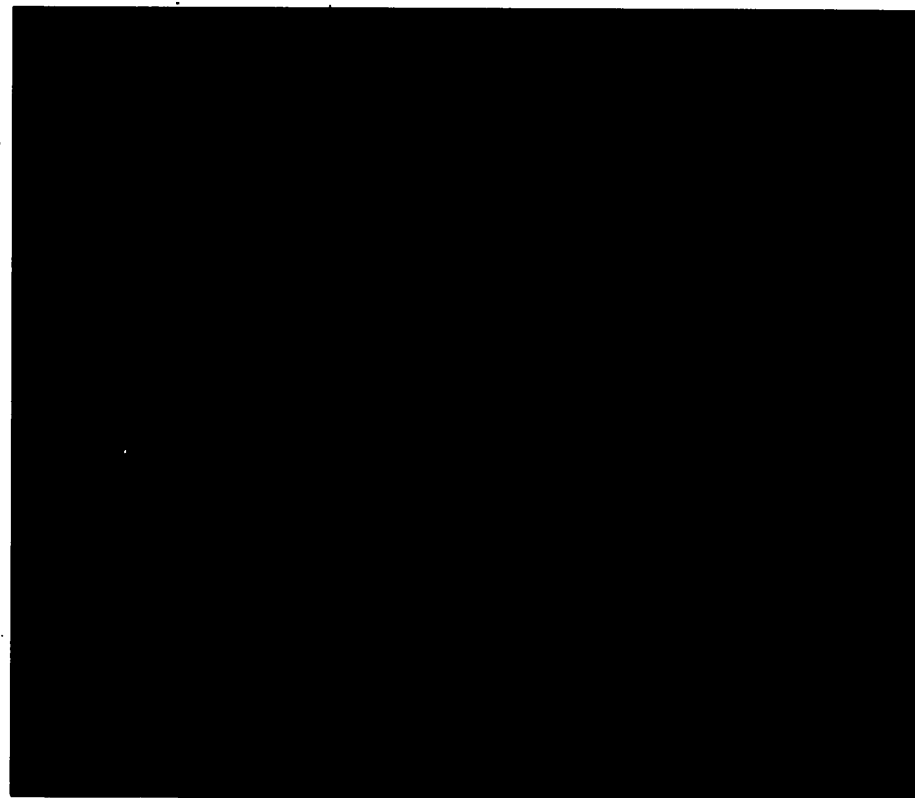
3

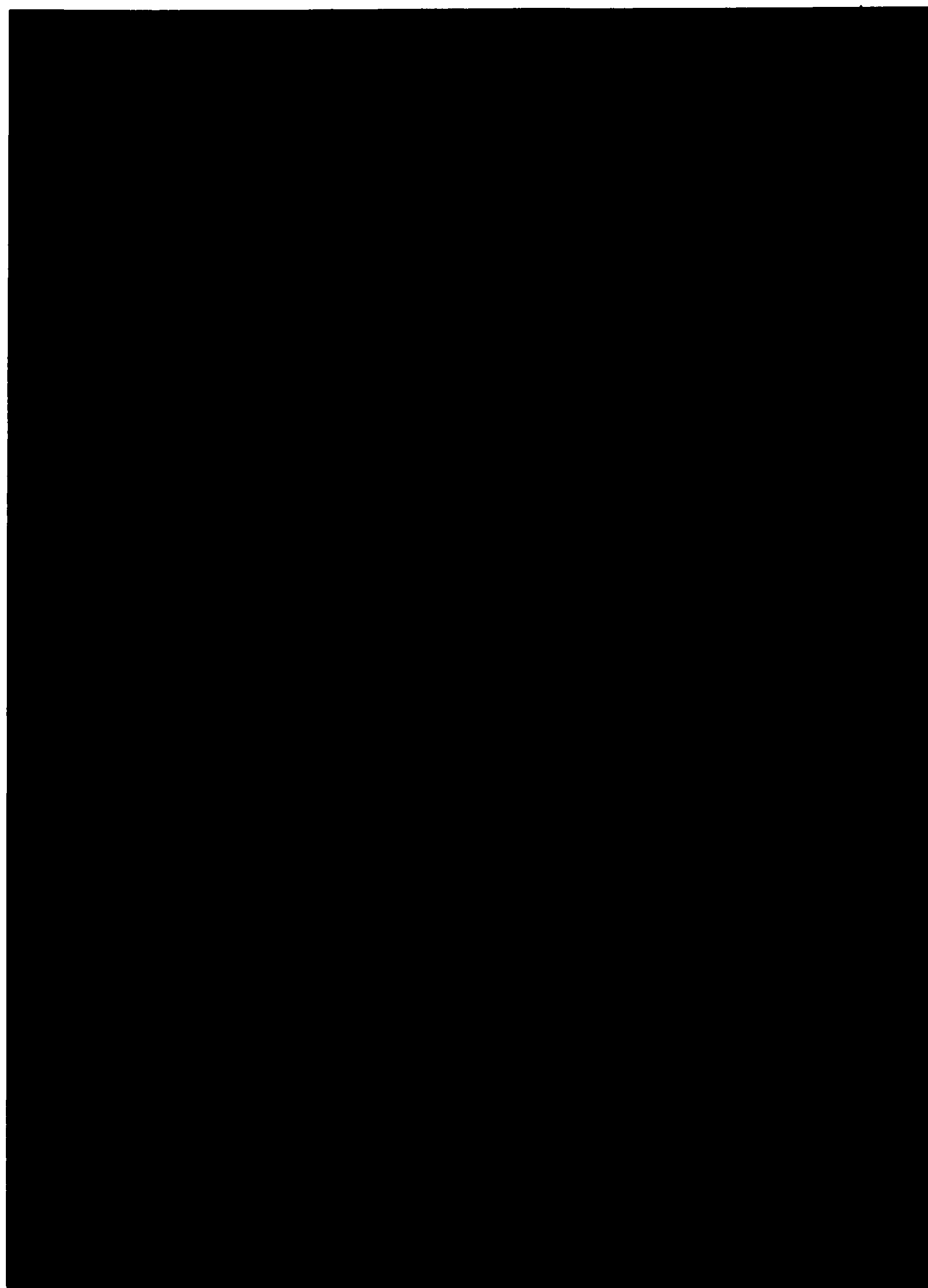
について





4 職務内容について





5 まとめ

以上述べてきたように、私は弁護士職務経験を通じて一般的な弁護士の活動や
[redacted]に触れることができ、非常に充実した職務経験をさせて
いただいている。今後も研さんを重ね、復帰後の職務に役立てたいと考えて
いる。